

税務・人事労務ワンポイント (352)

永年勤続者への表彰記念品

税理士 嶋 賢治

医院が永年にわたり勤めた職員を表彰するにあたり、記念品の支給や旅行・観劇への招待は広く行われていますが、場合によっては給与として課税されることがありますので注意が必要です。

給与として課税されない場合とは、①その人の勤続年数や地位などに照らして、社会一般的にみて相当な金額以内であること、②勤続年数がおおむね10年以上である人を対象としていること、③同じ人を2回以上表彰する場合には、前に表彰したときからおおむね5年以上の間隔があいていることとされています。

したがって仮に勤続5年の職員に対して記念品等を支給した場合、は課税の対象となります。厄介なのは①の「社会一般的にみて相当な金額内であること」ですが、あくまで参考ですが、これまで勤続10年で3万円、20年で5万円、30年で10万円相当の記念品を支給しているケースが多いようです。

記念品に代えて現金や商品券を支給する場合、またはカタログギフトのように品物を自由に選択できるものは金銭で購入した場合と同様とみられ、その全額が給与として課税されます。旅行券を支給する場合も有効期限がなく換金性が高いことから金銭を支給したのと同様に扱われますが、①旅行券支給後1年以内に旅行を実施、②旅行の実施を医院に報告、③旅行券を使用しなかった場合は医院に返却するなどの要件を満たせば課税しなくても差し支えありません。

ただし、同族の役員や特定の職員のみを対象にした表彰記念品については全額が給与として課税されます。

また、医院の創業記念などで職員に記念品を支給する場合は①支給する記念品が社会一般的にみて記念品としてふさわしいものであること②記念品の処分見込価額による評価額が税抜1万円以下であること③創業記念のように一定期間ごとに行う行事で支給をするものは、おおむね5年以上の間隔で支給するものであれば課税する必要はありません。

なお、これらの記念品を医院の関係先等に支給する場合は交際費となります。